

旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『家庭裁判所調査官の役割について』

- 1 開催日時 平成27年5月20日（水）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所
- 3 出席者（50音順・敬称略）
 - 地裁委員 大家教正（兼務），海保一恵（兼務），後藤淳，高橋弘道，竹内純一（兼務），辻本純成，二宮信吾，羽原美奈子，宮嶋睦子，米木岩雄（兼務）
 - 家裁委員 穴ロシゲ子，大家教正（兼務），海保一恵（兼務），小林亨，竹内純一（兼務），竹本康志，田畑姫都美，千葉胤久，米木岩雄（兼務）
 - 事務局 菊地弘恭民事首席書記官，峰田陽一刑事首席書記官，坂井稔首席家裁調査官，北岡克敏家裁首席書記官，木村純一主任家裁調査官，橋詰浩尚主任家裁調査官，山口桂地裁事務局長，阿子島恵家裁事務局長，宮木隆壽地裁事務局次長，片桐芳孝家裁事務局次長，高橋直希地裁総務課長，堤正則地裁総務課課長補佐
- 4 議 事
 - (1) 開会宣言
 - (2) 委員交替の報告
 - (3) 委員長の選出
各委員会の委員全員一致で竹内純一委員が各委員長に選任された。
 - (4) 新任委員の自己紹介
 - (5) 事件動向の説明
 - ア 事務局から，平成22年から平成26年までの旭川地方・家庭裁判所管内の事件動向を説明した。

イ 質疑応答

委員 旭川簡裁の刑事通常第一審事件の事件数について、平成23年の4件から平成26年は64件まで増加した要因は不明との説明があったが、この数字の推移で本当に何も理由がないのか。

事務局 起訴された事件の被害額や犯行態様などを昨年1年間分調べてみたが、特徴的なところは見あたらなかった。裁判所は、起訴された事件を受ける側であるので、これ以上の回答は難しいところである。

委員 窃盗事件は、地裁と簡裁で取り扱っており、どちらに起訴されるかは、裁判所では分からないということか。

事務局 そういうことになる。

委員 ここ4年間、旭川で窃盗事件が顕著に増加しているということもないのか。

事務局 犯罪件数までは調べていない。

(6) 説明等（本日のテーマ「家庭裁判所調査官の役割について」）

ア 事務局から、家庭裁判所調査官の役割について説明した。

イ 質疑応答及び意見交換

委員 少年事件の調査について、取扱件数と最終的な結論の分類データのようなものはあるか。

事務局 調査官が生涯どのくらいの件数を取り扱うかは分からないが、自分は30年近くで二、三千件程度を取り扱ってきた。調査官が裁判官へ報告する意見と裁判所の最終的な結論が必ずしも一致するわけではないが、処遇結果の7割程度が不処分又は審判不開始となっているので、調査官の意見もそれに近い割合になっていると思われる。残りの3割程度が保護処分で、その中には、少年院へ行ったり、保護観察を受けて保護司の指導を受けたり、あるいは、児童相談所の

指導を受けるなど様々である。正確な数値を把握しているわけではないので、あくまでも参考として聞いていただきたい。

事務局 旭川家裁の少年係は、調査官3人で担当しており、昨年度は、試験観察となったのが3件で3人であった。

委員 調査官は、家事事件と少年事件をどのような割合で担当しているのか。また、調査官には多様な知識が必要ということで、非常に難しい採用試験があるようだが、採用試験に関して何か参考になることがあれば聞かせてほしい。

事務局 昭和58年ころを最後に少年非行のピーク時には、調査官を少年係に多く配置していた時期もあったが、現在では、少年事件が減少し、逆に少子化の影響で、親子や夫婦に関する家事事件が増えてきていることもあり、調査官は家事事件に関与することが多くなってきている。家事事件と少年事件をバランス良く経験することを目指している。旭川家裁では、家事係と少年係が分かれているが、庁の規模によっては、1人の調査官が両方担当しているところもある。

事務局 自分の場合は、家事事件と少年事件の経験年数が、ほぼ同じ年数になってきた。

委員 調査官の受験者がコンスタントに集まっているのかについてお聞きしたい。

事務局 調査官の受験者は減少している状況である。調査官には、多様な知識が必要であるが、非常にやりがいのある仕事であると思っている。マイナーな職種であることから、知らない人も多く、まずは知ってもらいたいということで、大学との交流により、学生に調査官の紹介を行っている。

委員 夫婦間のDVや子供への虐待などにより、一時期離れて暮らした家族がまた一緒に暮らし始めた場合に、その家庭への経過観察を行

うことはあるのか。

事務局 夫婦間のDVに関しては、離婚調停を進めていく中で、調査官が関与し、当事者の特有の心理を踏まえながら慎重に進めることはある。離婚後に調査官が経過観察を行うことはない。子供への虐待については、児童相談所が虐待を受けている子供を親から離して施設に入れなくてはならないと考えても親が同意せず、放置しておくとう虐待が進行してしまうということで、裁判所に申し立てられることがある。その場合、裁判官が判断する前に、調査官が、両親と子供に会ったり、医師や施設関係者に会うなどして、虐待の事実を調査して裁判官に報告することになる。親と子を分離することになった場合、その後の経過は、児童観察所が見ることになるが、2年ほど経過したときに、親子の分離を継続するのが相当か裁判所が判断する機会があり、そのときにもう一度、調査官が事実の調査をするので、間は空くことになるが、経過を見るということはある。

委員 旭川家裁では8人の調査官がいるということであるが、人数的に足りているのか。また、先ほど受験者が減少しているとの話があったが、受験する学生達にどのような意識を持ってもらいたいかなどを知りたい。調査官の仕事は、専門的で多面的な知識が必要ということで、これを聞くと学生達は相当腰が引けると思うが、どの程度のことまで要求されるのか、どのようなところを意識してほしいかなど、何かあれば教えてほしい。

事務局 旭川家裁の調査官の人数はもう少し多い時期もあったが、旭川家裁以上に事件数が多い地域には必要な人数を配置する必要があるということで現在の人数になっている。旭川家裁に限って言うと、特に管内の支部及び出張所では事件が増加しており、面会交流を希望する事件についても、昔はそれほどでもなかったが、ここ数年で皆

さんの意識が変化して増えてきている。旭川管内は広く、四つの支部への出張は、家事係調査官4人だけでは足りないのです、他の調査官も応援して調査や調停立会を行っている。

事務局 大学との交流の中で、学生に調査官の話をしたことがあるが、皆さん一生懸命聞いてくれているので、興味や関心のある分野であると思っている。調査官の仕事は教育に近いところもあり、例えば、少年に対しては、教師のような教育的部分も必要であるし、保護者に対しても教師と同じように子供のためにアプローチしている。面会交流では、子供に対し過剰にプレゼントをあげないようにとか、帰ってきた子供に詮索して聞かないようにとか、親御さんにもいろいろと調査官が助言しており、教育という分野にわりと近いのではないかと思っている。どのような勉強をしたらよいかということに関しては、最終的には、いろいろとやってみようという熱い気持ちがあれば大丈夫だと思っている。なぜかという、最初に2年間の研修があり、その後、現場に行っても上司や先輩、同僚がチームを組んで一緒に働こうという姿勢でおり、一人で抱え込んでしまうようなことがないように、みんなで知恵を絞って一緒に仕事を行っている。

委員 一般的な話として、今の子供達が育っていく環境の中で、ネットとかスマホなど、現実社会の人間関係よりも、自分が操作することによって自由にコントロールできるような世界に浸りがちだと思うが、そのことによって、親子や友達も含めて現実社会の人間関係がうまくできない子供が増えていると聞くが、少年事件の調査をしていて、最近特に増えているように感じるものがあれば教えてもらいたい。

事務局 感覚的なものではあるが、心理テストでバウムテストという木を

書かせるテストがあり、内面が育っている少年ほど成熟した木を書くことが多いが、10年前くらいの少年達と比べると、今の少年達は総じて幼稚で単純な木を書くことが多い。それだけで一概には言えないが、精神的な内面の成熟度としては、昔と比べると落ちているという感触はある。

事務局 暴走族が盛んな時代があったが、昔の暴走族の少年は、集団としてできあがっていたという印象があり、きちんとリーダーがいて、ルールがあって、暴走族なりの統制がとれていたと思う。今の少年は、集団で暴走することはあるが、それぞれ顔も知らないとか、ネットやメールで集まって、一緒に走っているがお互いに関係がないなど、集団としてのまとまりというのは確かになくなってきていると感じている。また、ネット社会特有の犯罪も増えてきているような感じがあり、いわゆるネットいじめなど、生身の関係というよりもイメージのようなものにとらわれて現実感のない犯罪を起こす少年が見られるというふうに感じている。医療少年院の先生から聞いた話だが、少年院に入ってくる少年の数自体は減ってきているが、非常に手のかかる少年が増えてきていると聞いたことがある。

委員 少年院に入った少年が、その後どうなったかというところまで調査しているのか。また、調査官の受験者が減っているということであるが、調査官の女性の比率はどうなっているのか。女性が増えてほしいなどの事情はあるか。

事務局 少年院に入った後は、動向視察といって、裁判官や調査官が少年院へ行き、指導がうまくいっているかなど少年の様子を見に行くことがある。少年院を出るときは、関係機関と連絡を取り合うので指導の結果などは分かるが、その後は、特に調査することはない。少年院を出た後は、保護観察所が引き受けて、保護司がうまく指導し

ていると思っている。調査官の女性の比率については、30年ほど前は、1割程度であったが、今は逆転して、採用者の七、八割が女性となっている。現場にも女性が増え、管理職として活躍している女性調査官も少なくない。特に男女比に関してこだわりはなく、女性が多いなりに、働きやすい環境を職場でサポートしているところである。

委員 調査官が事件に関与して報告書を作成しているが、弁護士としては、その影響力の大きさを実感している。専門職である調査官が専門知識を生かして報告することになるので、裁判官や弁護士としても、その意見にかなり影響を受けることになるという感覚を持っている。個人的には、調査官には悪いイメージを持っておらず、基本的には大変な仕事であろうといつも感じている。受験者が減っているということは、由々しきことだと感じた。

委員 検察庁は、同じ非行少年を扱う立場ではあるが、調査官とは直接話をする機会はない。検察庁としては、少年本人から犯罪事実を聞くことが中心ではあるが、家裁送致する際には、少年の家庭環境などを加味しながら処遇意見を書いているということもあるので、家裁送致する前の段階で、検察庁としてもっと調査したほうがよいことなどがあれば聞かせてほしい。

事務局 調査官は、少年の家庭環境や生い立ち、交友関係などを調査しているが、その少年の特徴が一番出ているのは事実そのものであり、そこを離れて家庭環境や生い立ちのせいだと言うことはおかしいと思っている。調査官が調査をするにあたって、記録中の本人の陳述や証拠などを隈無く見ているので、多人数の事件や特殊事件の場合は大変だと思うが、従前どおりお願いしたい。

委員 少年の調査をするに当たり、関係機関との接触や連携をしている

と思うが、何か特徴的なことなど、参考になることがあれば教えてほしい。

事務局 少年は、学校が主な生活場所となるので、基本的には学校から話を聞くことが多いが、発達障害や情緒障害を抱えている少年の場合に、保護者の許可を得て、病院の専門家に話を聞くことも稀にある。

委員 調査官の採用試験について少し調べたところ、かなり厳しい試験のようであるが、最近の傾向では、有名な大学の生徒が受験しているということで、受験者が減少していることについては、意外だと感じた。また、調査のために地方に行くこともあると思うが、場所によっては公共交通機関が使えないこともあると思うので、何か困った経験などがあれば聞かせてほしい。

事務局 最近、採用試験のやり方を少し変えたところであり、いろんな試験科目はあるが、試験会場で科目が選べるようになったり、科目数が少なくなるなど、受験しやすくなっている。調査官の出身大学については、偏っているという印象はなく、いろんな大学の出身がいると思っている。出張については、後見事件の関係で地方の高齢者施設などに行くこともあり、確かに大変ではある。

事務局 公共交通機関まで30分以上歩いたり、バスが一、二時間来ないような場所に行くこともあったが、公共交通機関が使えない場合には、タクシーを使うこともできるので、どうしても行けないということはなく、いろんな場所に出向いて調査をすることが大事であり、それも調査官の仕事の醍醐味であると思っている。

委員 調査官の仕事は全く知らなかったが、今日の説明を聞いて、重要な仕事をしていることを知った。仕事の内容を聞いて、対象が、看護職の対象とほぼ同じであるという印象があり、看護職の仕事と似ていると感じた。ただし、少し違うところは、法的な問題が生じた

場合に調査官の仕事の範囲ということになり、看護職は、その前段階で予防することに関わっているところであるが、非常に密接な感じを受けたので、看護職との連携を持たせてもらえると非常に勉強になるのではないかと感じた。最近の少年事件では、家庭環境や学校の問題、虐待に関わる問題などが表面化していることもあるので、日頃から司法における調査官の役割を認識できるように教えてもらえるとありがたい。

委員長 本日は、委員の皆様から多くの感想や意見をいただいたが、質問も多くあり、家庭裁判所調査官という職種に興味や関心を持ってもらえたものと思う。

(7) 次回開催日時等

次回の地裁委員会と家裁委員会を合同開催とし、テーマを「ワーク・ライフ・バランスについて」（仮題）として、平成27年11月26日（木）午後1時30分に開催することとされた。

(8) 閉会宣言

配 布 資 料

資料 1 統計グラフ「旭川地裁管内民事事件申立状況（平成22年から平成26年）」

資料 2 統計グラフ「旭川地裁管内刑事事件状況（平成22年から平成26年）」

資料 3 統計グラフ「旭川家裁管内事件状況（平成22年から平成26年）」

資料 4 スライド画面「家庭裁判所調査官の役割について」

(配布資料添付省略)